

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するために、コーポレート・ガバナンスを重要な経営課題と位置づけ、その強化に努めております。経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めるために、コーポレート・ガバナンスの充実を図りながら、当社を取り巻く経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる業務執行体制を構築しております。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由] 更新

コーポレートガバナンス・コードの基本原則のうち、以下を除いて、すべて実施しております。

[基本原則4-8 独立社外取締役の有効な活用]

同原則において「会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たす資質を十分に備えた独立社外取締役を、当社が上場しているグロース市場においては2名以上選任すべきである」と定められているところ、社外取締役を1名選任している状況です。2026年3月期まで社外取締役を2名選任しておりましたが、変化の激しい経営環境と上場を経て経営のフェーズが変化したことに伴い、最適なガバナンス体制の整備とより迅速な意思決定体制の再構築を進める目的で、2026年6月24日開催の株主総会において社外取締役1名を選任いたしました。

社外取締役1名の体制は、現時点における経営効率を優先した暫定的な体制変更としての位置づけであり、社外取締役の増員を含めて引き続き最適な取締役会の構成を検討してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
前川 彩香	4,480,219	34.74
株式会社Ayaka	3,211,800	24.90
株式会社アカツキ	875,768	6.79
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	664,100	5.15
三菱UFJスマート証券株式会社	624,800	4.84
株式会社LAVA International	427,700	3.31
XTech2号投資事業有限責任組合	400,028	3.10
佐藤 俊介	210,000	1.62
ロッテベンチャーズ・ジャパン投資事業有限責任組合	192,998	1.49
鷲見 貴彦	125,000	0.96

支配株主(親会社を除く)の有無

前川 彩香

親会社の有無

なし

補足説明 更新

大株主の状況につきましては、2026年3月31日現在の状況を記載しております。
株式会社Ayakaは前川彩香の資産管理会社であり、その議決権は前川彩香が保有しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 グロース
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は原則として支配株主との取引を行わない方針であります。
しかし、将来においてやむを得ず取引を開始する際には、当該取引の合理性(事業上の必要性)、取引条件の妥当性(他の取引と同等の条件であり、個別のその条件の妥当性が確認できる)につき慎重に判断するとともに、取締役会の決議を受けたうえでこれを行うことで、取引の適正性を確保し、少数株主の権利を保護するように努めます。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

現状コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情は認識しておりません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k

石倉 孝彦	公認会計士							○				
-------	-------	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びiのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石倉 孝彦		石倉孝彦氏は、当社の主要株主であった株式会社アカツキの取締役を兼務しております。同氏が取締役を務めるSDFキャピタル株式会社について、同社が無限責任組合員として運営するスタートアップ・デットファンド1号投資事業有限責任組合は、当社の代表取締役の前川彩香の資産管理会社である株式会社Ayakaに資本政策の一環で106百万円を融資しておりましたが、2026年2月27日に完済し、解消しております。 また、株式会社アカツキは2026年3月31日時点で持株比率が6.8%であり、主要株主から外れております。 当社は同氏を独立役員に指定していませんが、一般株主との利益相反の生じるおそれはないと考えております。	石倉孝彦氏は、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を有し、上場企業における取締役としての経験と幅広い知見を有していることから、経営全般についての助言・提言を期待して、選任しております。石倉氏は当社の新株予約権14,000個（普通株式42,000株）を保有しており、また、石倉氏が取締役を務める株式会社アカツキは当社発行済株式総数の6.8%の株式を保有しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び会計監査人及び内部監査担当者は、相互の監査計画の交換並びにその説明、報告、当社固有の問題点の情報共有、内部統制への対応状況の共有（三様監査会議/四半期ごと）を連携して行い、監査の質的向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
柴野 忠道	他の会社の出身者													
山本 雅子	公認会計士													
藤井 麻莉	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
柴野 忠道	○	該当ありません。	柴野忠道氏は、公認内部監査人の資格を有し、企業経営の管理における豊富な経験と幅広い見識があり、経営監視機能の客観性及び中立性を有しております。なお、当社との間に人的関係、資本的关系、またはその他取引関係その他の利害関係はありません。 また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。
山本 雅子	○	該当ありません。	山本雅子氏は、公認会計士としての専門的な知識、経験と識見を有しています。それらを活かす形で、独立した客観的な立場により当社の監査、経営の監督とチェック機能を期待できることから選任しております。なお、当社との間に人的関係、資本的关系、またはその他の利害関係はありません。 また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。
藤井 麻莉	○	該当ありません。	藤井麻莉氏は、弁護士としての高度な専門性と知識を活かし、コーポレート・ガバナンス強化のために法律面から経営の監督とチェック機能を期待できることから選任しております。なお、当社との間に人的関係、資本的关系、または取引関係その他の利害関係はありません。 また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明 更新

長期的な企業価値向上に対するインセンティブとして、ストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、社外取締役、従業員
---------------------------------	-----------------

該当項目に関する補足説明 更新

当社の取締役及び従業員に対し、長期的な企業価値向上に対するインセンティブとして、ストックオプションを付与しております。

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬額については、株主総会で承認を受けた報酬限度額の範囲内において、取締役会にて決定しております。また、監査役の報酬額については、株主総会で承認を受けた報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬(金銭報酬)とし、役位、職責に応じた他社水準及び事業年度ごとの業績水準を考慮した結果を個人別の基本報酬額と決定しております。個人別の報酬額の決定については、株主総会で総枠の決議を得ており、取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任を受け、社外取締役の意見を聴いて決定しております。当該委任を受けた代表取締役は、当該権限を適切に行使することを前提条件としております。

報酬等の額又はその算定方法の決定権限を有する者は、代表取締役社長であります。権限を委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当職務の評価を行うには創業者である代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

社外取締役及び社外監査役のサポートは管理部が実施しております。取締役会資料は、管理部より事前に配布し、社外取締役及び社外監査役が十分な検討をする時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。また、社外監査役については、常勤監査役が直接情報共有を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(取締役会)

当社の取締役会は独立性のある社外取締役1名を含む4名で構成されており、取締役による業務執行を監督し、また経営上の意思決定機関として取締役会規程に則して重要事項を決議しております。取締役会は、毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を随時開催しております。また、取締役会には全監査役が出席しており、常に会社の意思決定の監査が行われる状況を整備しております。

(監査役会)

監査役会は、山本雅子(議長・常勤監査役)、柴野忠道(非常勤監査役)、藤井麻莉(非常勤監査役)の計3名で構成され、全員が社外監査役であります。監査役は取締役会並びに取締役の意思決定、業務執行に関する充分な監視機能を果たします。定期的に監査役会を開催し、取締役会の職務執行状況及び各取締役の業務執行について協議を行い、内部監査室長及び会計監査人と必要に応じて相互の情報交換、意見交換を行うなどの連携により監査の実効性及び効率性が確保されるよう努めております。

(経営会議)

経営会議は、業務執行取締役、常勤監査役、事業責任者、部門責任者、シニアマネージャー及び内部監査室長で構成されております。原則として毎週1回定期的に開催しておりますが、迅速かつ的確な意思決定を確保するため必要がある場合には随時開催しております。経営会議では取締役会への付議事項、業務執行状況及び事業実績の報告など業務執行上の重要事項について審議・協議しております。

(会計監査人)

当社は太陽有限責任監査法人を会計監査人に選任しております。同監査法人及び当社監査に従事する業務執行社員と当社との間には特別の利害関係はありません。会計監査にあたっては、経営情報を提供し、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備するとともに、監査役会及び内部監査担当者と連携し、会計監査の実効性を高めるよう努めております。

(内部監査)

代表取締役直轄の組織として、他の機関から独立した内部監査室が内部監査を実施しております。監査計画に基づき監査を実施し、監査の結果については、代表取締役に直接報告され、後日、改善状況の確認を行っております。内部監査室及び監査役は定期的に内部監査の実施状況等について情報交換を行っております。また、監査役及び会計監査人と定期的に意見交換を行い、監査上の問題点の有無や課題等について三者間で情報共有することで連携を図っております。

(リスク・コンプライアンス委員会)

リスク・コンプライアンス委員会は、業務執行取締役、常勤監査役、事業責任者、部門責任者及び内部監査室長で構成されております。四半期

に1回定例委員会が開催され、必要に応じて臨時委員会を開催します。リスク・コンプライアンス委員会は、様々なリスクに対する対応策等の協議、リスクマネジメントの推進、コンプライアンス体制の整備、維持、向上を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のためにはコーポレート・ガバナンスの強化が重要であると考えており、業務執行に対し、取締役会による監督と監査役による適法性監査の二重チェック機能を持つ監査役会設置会社の体制を採用しております。また、取締役および監査役は、社外役員を選任することにより、当社の経営において客観的かつ中立的な立場から経営について意見を述べ、経営に対する牽制を利かせることで実効性の確保を図っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様の十分な検討期間を確保するため、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様に出席いただくため、集中日を避けた開催となるように努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	機関投資家や海外投資家の株主構成等を踏まえて、より株主の利便性も考慮し、必要に応じて検討してまいります。
招集通知（要約）の英文での提供	現時点で招集通知（要約）の英文での提供予定はありませんが、今後の外国人株主の割合等を総合的に勘案し、検討してまいります。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページへ掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家のニーズに鑑みて今後検討してまいります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けにオンライン等で定期的に説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	株主構成に占める外国人株式保有比率を鑑み、海外投資家向け説明会開催を検討してまいります。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR資料を当社ホームページのIR専用ページに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理部GMを情報取扱責任者とし、経営企画室及び管理部経理課を担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では、ステークホルダーからの高い信頼を得るため、ディスクロージャーへの積極的な取組みをコーポレート・ガバナンスの一環として位置づけており、株主、投資家等を始めとする全てのステークホルダーに対して、企業価値評価や投資判断に資する情報を正確かつ、公平、適時に開示することをIRの基本方針としております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき課題として認識しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーに対して適正かつタイムリーな情報提供が重要であると認識しており、当社ホームページ及び決算説明会等を通じて積極的に情報提供を行ってまいります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2023年9月22日の取締役会にて、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社の取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、高い倫理性に基づき職務を執行するための諸規程を制定して、その周知徹底を図る。
- ・リスク・コンプライアンス委員会を設置し、当社における法令違反または規程違反、またはそのおそれのある事実の早期発見に努めるとともに、日常的な啓蒙活動等を通じ、全社的なコンプライアンス活動を推進する。
- ・取締役は、重大な法令違反その他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。
- ・監査役は、「監査役監査基準」に従い経営から独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況及び取締役の職務執行を監査する。
- ・当社は、「コンプライアンス規程」に基づき内部通報制度を整備し、法令違反等の早期発見、未然防止に努めるとともに、是正、改善が必要な場合は速やかな措置をとる。
- ・内部監査室は、「内部監査規程」に従って内部統制システムの整備・運用状況の監査を行い、その結果は適宜取締役会及び監査役に報告する。

ロ. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役会議事録、その他取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に従い、文書又は電磁的記録の方法により適切に保存、管理する。

ハ. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ・当社の経営に対するあらゆる損失の危険に対処するため「リスクマネジメント規程」を制定し、予想されるリスクの把握とともに予防的措置をとり、さらにリスクが発生した場合の被害を最小限にとどめるための体制を整備する。
- ・当社の事業に関する重大なリスクを認識したときまたは重大なリスクの顕在化の兆しを認知した時は、速やかに部門責任者、内部監査室にその状況を報告するとともに、特に重要な事項は、取締役会及び監査役に報告する。

ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役の職務の執行を迅速かつ効率的にするため、「職務権限規程」「稟議規程」に基づき、各取締役、従業員の職務権限を定め、さらに必要に応じ職務権限を移譲する。
- ・重要な業務執行に関する事項について取締役間及び経営会議で協議し、取締役会の審議の効率化及び実効性の向上を図る。

ホ. 監査役の職務を補助すべき従業員に関する事項

- ・監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、会社は、監査役の職務を補助するため、適切な人材を配置しなければならない。
- ・前号の監査役の職務を補助する従業員に係る人事異動、人事考課、処罰等の決定については、監査役会の同意を得る。

ヘ. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・取締役は、監査役が同席する取締役会及びその他重要会議にて、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、重大な法令・定款違反等、コンプライアンス上重要な事項を報告する。
- ・使用人は前項に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができる。
- ・監査役は、いつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ・当社は監査役に報告した取締役及び使用人に対して、通報または報告したことを理由に不利益な取り扱いをすることを禁じて、当該報告者を保護する。

ト. その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役が職務執行上の費用の前払等の請求を当社に対して行った場合はその請求が職務執行上必要でないと明らかに認められた場合を除き、速やかに当該費用の精算を行う。
- ・監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、意思疎通を図る。
- ・監査役は、重要課題等について代表取締役、会計監査人、内部監査室、リスク・コンプライアンス委員会等との情報交換により連携を図る。
- ・監査役は、職務執行に必要があると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見やアドバイスを依頼することができる。
- ・監査役は取締役会のほか必要に応じて各種会議、打合せ等に出席することができる。

- チ. 反社会的勢力との関係断絶に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- ・反社会的勢力との関係を一切持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、取引先がこれに関わる個人、企業または団体等であると判明した場合は当該取引先との取引を解消する。
 - ・反社会的勢力による不当要求に備えて、警察、弁護士等の外部専門機関と連携し協力体制を構築する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、反社会的勢力との一切の関係を遮断・排除するとともに、不当な要求を断固として拒否することを基本方針とする「反社会勢力排除マニュアル」を定めております。

当社は取引先管理規程を整備し、取引先から反社会的勢力の排除に向けて取り組んでおります。管理部総務課を取引先調査の責任者とし、取引先へは取引開始時及び取引開始後に継続的に調査を行っております。新規取引開始時は、検索エンジンにて調査を行っています。また、必要に応じて金融機関や既存取引先からも情報を収集し、調査対象の事業実態等について調査します。取引開始後も定期的に調査を行い、その結果に基づき継続取引の適否について再検討しています。

また、スタジオの会員については、入会時に締結する施設利用約款への承諾をもって反社会的勢力の排除を行っています。

V その他

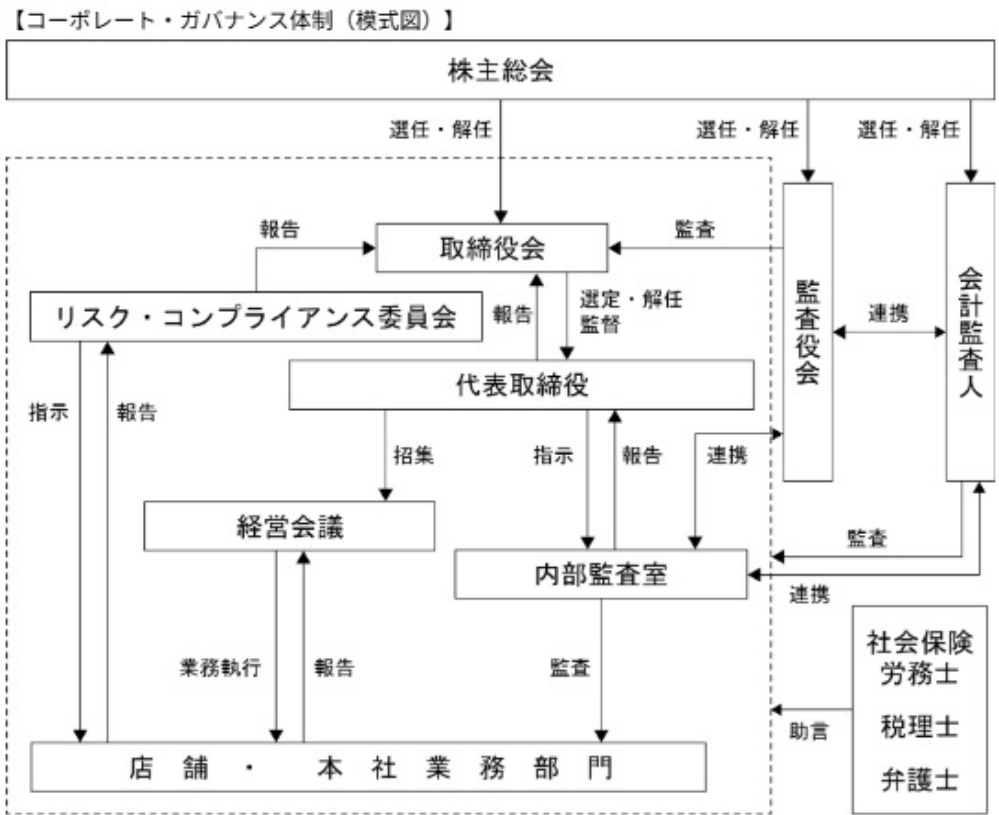
1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無	なし
----------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付いたします。



【適時開示体制の概要（模式図）】

